

## 自主防災組織等に取り組んでいただきたいこと

※3

### 災害に備えて

- 地域住民の防災知識や技能の習得を図るため、防災訓練や講習の実施、防災情報の提供、災害の危険性が高い区域の把握などを行いましょう。
- 市町村が行う、支援が必要な住民を避難させる体制づくりに協力しましょう。
- 初期消火や被災者の避難、救出・救護などに必要な防災資機材を整備しておきましょう。



### 災害が発生したら

- 自分たちの身の安全を確保した上で、初期消火や地域住民の避難誘導、救出・救護などを行いましょう。

※3 自治会、町内会など、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、平時の防災訓練や災害時の避難の呼びかけ、救助活動など、防災活動に取り組んでいる組織。

## 県の主な取組

### 災害に備えて

- 事業者、市町村などと連携し、帰宅困難者対策の基本原則の周知、一時滞在施設や帰宅支援ステーションの確保などを行います。
- 耐震対策や地盤の液状化対策などの情報を提供します。
- 市町村を補完する立場での食料、飲料水などの物資の備蓄や、物資の供給体制づくりなどを行います。
- 市町村と連携し、自主防災組織等の結成に対する支援や、自主防災組織等に指導助言を行う人材の育成などを行います。

### 災害が発生したら

- 災害情報を収集し、市町村などに伝達するとともに、県民、事業者、自主防災組織等に伝達されるよう必要な措置を行います。
- 事業者、市町村などと連携し、帰宅困難者に対し、むやみに帰宅しないよう呼びかけるとともに、災害情報の提供などを行います。

CHIBA

# 千葉県防災基本条例の概要

## ～災害から命を守る！～



千葉県マスコットキャラクター  
「チーバくん」



東日本大震災の教訓を踏まえ、災害発生時の被害の最小化を図るには、自助・共助の取組が不可欠であることから、県はもとより県民、事業者、自主防災組織などの役割や取組事項を明らかにし、自助・共助の取組を一層推進するため、「千葉県防災基本条例」を制定しました。

(平成26年4月1日施行)

自分の命は、自分で守る

自分たちのまちは、自分たちで守る

じよ  
**自助**

自助・共助・公助が一体となって  
**地域防災力の向上**

こう  
**公助**

県や市町村などの取組

### 防災対策における基本理念

- 災害が発生した場合における被害について、人の生命及び身体を守ることを最優先とし、その最小化を図ること
- 自助、共助及び公助が一体となった取組を継続的に行うこと
- 被災者の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者の置かれている状況に配慮し、かつ、男女双方の視点を踏まえること

発行：千葉県防災危機管理部(平成26年3月)

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 電話 043(223)3405

千葉県防災基本条例(全文):[http://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/kihon\\_jyourei/index.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/kihon_jyourei/index.html)

# 県民に取り組んでいただきたいこと



## 災害に備えて

- 防災訓練や講習などに参加したり、防災情報を収集して、防災知識や技能を身につけましょう。
- 災害発生時に迅速で適切な行動をとれるよう、市町村が指定する緊急時の避難場所や避難経路、家族との連絡手段などを確認しておきましょう。
- 建築物の耐震診断や耐震改修、外壁の落下防止、家具や家電の固定を行いましょう。
- 消火器や感震ブレーカーを設置し、防炎品を利用しましょう。
- 食料、飲料水、医薬品などの生活必需品を備蓄し、ラジオなど情報収集するための機器や非常持出袋を準備しておきましょう。



## 災害が発生したら

- 災害情報に留意して、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、避難勧告や避難指示などに応じて、すみやかに行動しましょう。
- 津波が予想される場合は、高台や津波避難施設などへ直ちに避難してください。
- 避難にあたっては、要配慮者<sup>※1</sup>が円滑に避難できるよう配慮するとともに、となり近所に呼びかけるなどお互いに助け合いましょう。
- 鉄道の運行停止などで帰宅困難者となった場合は、一斉帰宅による事故や混乱を防止するため、むやみに帰宅しないようにしましょう。また、一時滞在施設<sup>※2</sup>では運営に協力しましょう。
- 火災を防止するため、自らの身の安全を確保した上で、火の始末をし、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切りましょう。
- 避難所では、お互いに協力し、主体的に避難所の運営に携わるなど、円滑な共同生活を営むために必要な行動をとりましょう。

※1 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、旅行者など、特に配慮を要する人々。

※2 地震などの災害発生時に、待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。

# 事業者等に取り組んでいただきたいこと



## 災害に備えて

- 従業員への防災訓練や講習の実施、地域の防災訓練や講習への参加などに取り組みましょう。
- 学校や保育所などは、児童や生徒が発達段階に応じて自らの判断で適切に行動できるよう、防災訓練や防災学習などを行いましょう。
- 一斉帰宅による事故や混乱を防止するため、従業員に、どのような場合に施設内で待機するか周知し、家族との連絡手段の確認を促しましょう。
- 事業継続計画の策定など、災害発生時に事業の継続や早期の再開のために準備しておきましょう。
- 建築物の耐震診断や耐震改修、外壁や看板の落下防止、備品の固定などを行いましょう。
- 帰宅困難者となった従業員や事業の継続などのために、食料、飲料水などの生活必需品を備蓄しておきましょう。

## 災害が発生したら

- 従業員や施設利用者などを、安全が確認できた場所へ誘導したり、救出・救護などを行いましょう。
- 一斉帰宅による事故や混乱を防止するため、施設の安全を確認した上で、帰宅困難者となった従業員や施設利用者などに施設内待機の指示や災害情報の提供などを行いましょう。
- 学校、保育所、医療施設、介護施設などは、乳幼児、児童、生徒、施設利用者を安全が確認できた場所へ誘導するなど、特に配慮しましょう。

